

平成30年度大江町再生可能エネルギー設備設置補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、木材製造業から生ずる木屑等の木質バイオマス資源の有効利用による資源循環型社会の普及及び地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付要件)

第2条 補助金の交付対象となるものは、町内の住宅、事業所及び農業用施設等に設置するペレットストーブ及び薪ストーブとする。

2 町民税を滞納していない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、ペレット及び薪ストーブの購入及び設置に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、下記のとおりとする。

| 施 工 業 者 | 補 助 金 額 等 | 備 考 |
|-------------------|-------------------------------|-----|
| 町内に住所を有する 施工業者 | 補助対象経費の1/2又は 200千円のいずれか低い方 | |
| 町外に住所を有する 施工業者 | 補助対象経費の1/3又は 100千円のいずれか低い方 | |

2 県単独の補助金（2分の1以内100千円限度）を申請している者に対しては、その補助残に対して、上記の表に基づき上乘せ補助を実施する。また補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金等交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。なお補助金の交付申請期限は平成31年2月28日までとする。

- (1) 再生可能エネルギー設備設置計画書（別記様式第1号）
- (2) 再生可能エネルギー設備設置経費に係る見積書
- (3) 町民税の滞納がないことが証明できるもの
- (4) その他町長が必要と認める書類

(設置計画の変更)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の10分の3を超えない増減

2 前項の規定により、町長の承認を受けようとするときは、再生可能エネルギー設備設置計画変更承認申請書(別記様式第2号)を提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第12条の規定による補助事業等状況報告書(様式第2号)に添付すべき書類は、再生可能エネルギー設備設置実施状況調書(別記様式第3号)とし、当該年度の12月31日現在における状況を記載し、翌年1月10日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(様式第2号)に添付すべき書類は次のとおりとし、設置完了後30日以内又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 再生可能エネルギー設備設置成績書(別記様式第1号)

(2) 設置状況がわかる写真

(3) 再生可能エネルギー設備設置経費に係る領収書等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。